

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第八十九号

漁業法（昭和二十四年十二月法律第二百六十七号）に基
き設置の鳥取縣における海区漁業調整委員会等の委員手
当及び旅費、その他支給規則を次のように定める。

昭和二十五年十二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣における海区漁業調整委員会等の

委員手当及び旅費、その他支給規則

第一條 鳥取縣における海区漁業調整委員会、内水面漁
場管理委員会、漁業権補償委員会及び連合海区漁業調
整委員會（以下「委員會」という。）の委員、専門委
員、書記及び補助員にはこの規則の定めるところによ
り手当及び旅費を支給する。

昭和二十五年十二月七日 外木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

第二條 委員及び専門委員の手当は會議出席日数に応じ
別表一の日額を支給する。

書記及び補助員の手当の額は縣職員の例に準じ委員會
の會長がこれを定める。

前二項の手当の支給方法は縣費支辨手當金支給規則の
例による。

第三條 委員、専門委員、書記及び補助員が委員會の用
務のため旅行したときは別表二により旅費を支給する。
但しその支給方法は鳥取縣旅費支給條例の例による。

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年十月一日か
ら適用する。

別表
一、手當

区	分	日	額
海区漁業調整委員会委員	(専門委員を含む)	三〇〇円	
内水面漁場管理委員会委員	(専門委員を含む)	一一〇円	
漁業権補償委員会委員	(専門委員を含む)	一一〇円	
連合海区漁業調整委員会委員(専門委員を含む)		三〇〇円	

二、旅費

区 分	日 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	汽 車 賃	船 賃	車馬賃 (一糸につき)	摘 要
委員(専門委員を含む)	一六〇円	甲地 八〇〇円 乙地 六四〇円	二等運賃	大等運賃	三円	二割増
書記	一六〇円	甲地 八〇〇円 乙地 六四〇円	二等運賃	二等運賃	三円	
補助員	一六〇円	甲地 八〇〇円 乙地 六四〇円	三等運賃	三等運賃	三円	

昭和二十五年十二月七日印刷
昭和二十五年十二月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印

刷

行

鳥

取

縣

者

鳥

取

市

東

町

取

縣